

公表されている違反対象物

宿泊施設など不特定多数の方が利用する施設や、社会福祉施設など一人で避難することが難しい方が利用する施設において、重大な消防法令違反（屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備の未設置）がある場合、その建物の所在地、違反内容等をお知らせしています。

京都市内において、現在、公表されている違反対象物は次のとおりです。

平成30年12月27日現在

No.	項目	内容
2	防火対象物の所在地	京都市南区東九条中殿田町11番地7
	防火対象物の名称	とり匠 ふく井
	違反事項	自動火災報知設備未設置
	根拠条項	消防法第17条第1項
	公表日	平成30年9月28日